

第14回農林水産物・食品の輸出拡大のための
輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時：令和4年3月28日（月）17時15分～17時42分

2. 場 所：官邸2階大ホール

3. 出席者：

（政府側）

松野内閣官房長官、金子農林水産大臣、後藤厚生労働大臣、若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣兼内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）兼復興大臣、牧島内閣府特命担当大臣（規制改革）兼デジタル大臣、萩生田経済産業大臣、赤池内閣府副大臣、岡本財務副大臣、中山国土交通副大臣、宗清内閣府大臣政務官、鳩山総務大臣政務官、三宅外務大臣政務官

木原内閣官房副長官（衆）、栗生内閣官房副長官（事務）、
藤井内閣官房副長官補、渡邊農林水産省輸出・国際局長

（事業者）

かずまた 数又 せいいち 清市 氏（ふくしま未来農業協同組合 代表理事組合長）

うずらはし 鶉橋 まさお 正雄 氏（スターゼン株式会社 常務取締役 海外本部長）

4. 議事概要

- 農林水産省から、農林水産物・食品の輸出先国における規制への対応状況や輸出促進法等の改正案などについて（資料1）、以下のような説明があった。

<資料1について>

- ・ 2021年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆2,385億円となり、初めて1兆円を突破した。また、2022年2月の食料品の輸出額は、前年比18.3%増となり、引き続き好調を維持している。
- ・ 品目別に見ると、日本が強みを有する牛肉やりんご、ホタテ貝、日本酒などの輸出額が大幅に増加している。
- ・ 2020年に農林水産物・食品輸出本部が設置されて以降、政府一体となって、輸出先国の規制の緩和・撤廃に取り組んできた結果、2021年には、米国などによる規制撤廃やEUによる大幅な規制緩和を実現した。
- ・ また、2022年には、台湾による規制緩和を実現し、これまで全面的に輸入が停止されていた福島県などの農水産物・食品は、キノコ類などを除き、輸入停止が解除されたことから、台湾への輸出の拡大が期待される。

- ・ 輸出に取り組む事業者の支援を強化するため、本国会で輸出促進法等の改正を目指している。改正内容の主なポイントは4点。
- ・ 1点目は、品目団体の認定制度の創設について。輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、オールジャパンで輸出の促進を図る法人を、申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定することとしている。
- ・ 認定輸出促進団体は、必須業務として、輸出先国での規制やニーズ等の調査研究や、共同の海外需要開拓、輸出事業者に対する情報提供や助言の業務を行うこととしている。また、必要に応じて、輸出促進のための規格の策定や、任意のチェックオフの業務を行うことができることとしている。
- ・ 2点目は、輸出事業計画の認定を受けた輸出事業者に対する支援の拡充について。輸出に対応した日本政策金融公庫の制度資金を新たに創設し、施設整備のほか、長期運転資金や海外子会社への転貸等も対象にするとともに、日本政策金融公庫などによる債務保証を措置する。
- ・ また、輸出促進法の改正を前提に、輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する所得税・法人税の特例を措置する。
- ・ 3点目は、民間検査機関による輸出証明書の発行について。輸出証明書を速やかに発行できる体制を整備するため、国の登録を受けた登録発行機関が、輸出証明書の発行を行える仕組みを創設する。
- ・ 4点目は、有機JASへの酒類の追加などについて。有機酒類について、輸出先国での有機認証を受けずに輸出できるようにするため、日本農林規格の制定対象に追加するなどの措置を行うこととしている。
- ・ 2025年2兆円、2030年5兆円の達成に向けては、輸出促進のための更なる取組の強化が必要である。
- ・ 具体的には、2023年度までに8カ国・地域において、在外公館、JETROを主なメンバーとする輸出支援プラットフォームを立ち上げ、カンントリーレポートの作成や新しい商流の構築などに取り組む必要がある。
- ・ また、農林水産物・食品輸出プロジェクト、通称GFPの機能を強化し、輸出産地・事業者の経験・ニーズに応じたより細かなサポートを行えるよう体制を整備することで、輸出産地・事業者の育成を図る必要がある。

○ 次に、数又氏から、あんぽ柿の輸出取組と台湾輸出への（資料2）について、以下のような説明があった。

<資料2について>

- ・ JAふくしま未来は、平成28年3月1日に旧4JAが合併致し、行政区分は12市町村にまたがっている。JAとして取扱い日本一の品目は「桃・夏秋きゅうり・あんぽ柿・飼料作物」の4つがある。
- ・ あんぽ柿は大正11年に現在の製法が当地で確立され、全国に技術普及されたと伝えられており、歴史的に100年の産地でもある。そして、「和菓

子」の原点でもある品目である。また、現在、GI登録を目指し申請中。

- ・ そのような中、旧伊達みらい農協時代に台湾へ桃70~80トンを輸出していたが、震災でストップした。その後、福島県の絶大な支援の下、JAグループが協力し「桃・梨・りんご・あんぽ柿」をタイ、シンガポールへ輸出拡大を図ってきた。
- ・ 令和3年度は1,300万円弱の輸出額。凍霜害の被害が昨年4月にあったためこの金額となっているが、その前年は約1,800万円だった。
- ・ 平成31年1月に当時の安倍総理より「ドライフルーツは中東で人気があるので、輸出に取り組んではどうか」と言う助言を頂戴した。
- ・ 水分が多く、賞味期限が30日と短いという課題があり、県を始め輸出研究会を設置し冷凍商品開発を実施した。冷凍商品は、生の果実に比べて鮮度保持や輸送が容易であり、付加価値も高まると考えたからである。
- ・ これにより、賞味期限が1年に延長ができドバイ向けに空輸・船便の組み合わせで今年1月に初輸出を行った。現地では「甘味の強さ・乳製品とのコラボ」について高い評価を得た。
- ・ 台湾向け輸出の復活には、大変期待をしている。台湾では、春節に向けた「赤い果物へのニーズが高い」と認識しているが、この時期は国内市場価格が下降する時期でもあり、単価維持には重要と考えている。また、出荷時期も年明け出荷が70%のウエイトであり、数量の点からも春節市場に期待致している。
- ・ あんぽ柿については、現在に至っても全量非破壊検査を実施しており安全・安心対策は万全である。国からも安全面については是非に後押しをお願いしたい。

○ 次に、鶴橋氏から、牛肉輸出の現状と課題、台湾向け牛肉輸出への期待について（資料3）、以下のような説明があった。

<資料3について>

- ・ 創業は1948年、家畜の売買からスタートした。
- ・ 全国で7カ所屠畜場を持っており、国内50カ所で販売している。
- ・ 輸出旗艦工場は鹿児島県の阿久根市にあり、アメリカ、EU、香港など、国際認証の厳しい国での認定を取得し、25カ国への輸出認可を受けている。
- ・ 千葉工場にて日本マクドナルドのパティを製造しており、合弁会社合わせて日本マクドナルドのパティは殆ど当社が供給している。また、海外拠点は6カ所展開しており、元々の輸入買付け拠点から、輸出拠点への転換を急ピッチで進めているところ。
- ・ 輸出額は、2017年18億円から、2021年は50億円となり、国の政策に沿って輸出が拡大している。その中で、台湾向け輸出額は2017年3億2千万円から2021年12億8千万円と、約4倍に伸び、台湾全体の約25%のシェア

アを占めており、台湾は重要なマーケットのひとつとなっている。

- 牛の部位をいかにバランス良く捌くかということが食肉業者に求められるポイント。欧米では、輸出できる部位が限られ、ロイン比率約80%と偏りがある一方で、台湾は、ロイン、カタモモ、バラ、その他バランス良く輸出できるマーケットとなっており、1頭の牛から輸出出来る肉の重量が増え、輸出拡大に重要な視点である。
- 台湾の販売構成の良さは、インバウンドで日本に来られた方が、台湾に戻り、日本食を求めるアウトバンド需要があったことが考えられる。鍋や焼肉などが食べられている。
- 台湾の成功事例と同様に、他国でも販売するために取り組んでいるのが、オールジャパンのPR。各国において、海外のシェフに向けて様々な部位の食べ方提案をしたり、海外のシェフを日本に招聘し和牛をPRしたりしている。これまで外食を中心としてきたものを、今後は、スーパー等小売向けに、より多くの部位を販売していく。
- 産地側の取組強化として、今後認可工場を増加させ、供給のボトルネックを減らしていく。また、多様な部位の輸出促進のため、通常、海外の現地工場で加工する最終製品を日本で最終製品まで作ることで、より多くの部位の提案ができると考えている。現在、当社の屠畜場に加工機器を持ち込み最終製品まで作って海外に展開している。
- コンソーシアム事業を活用し、自社ブランド、ウェブサイト、SNSを活用し、直接消費者へPRすることでBtoCに裾野を広げながら、輸出を促進していく。

○ 説明に対しての質問、意見はなかった。

○ 次に、後藤厚生労働大臣から、以下のような発言があった。

- 厚生労働省としては、輸出の際に必要な食肉輸出施設の認定について、農林水産省や自治体等と連携し、施設整備の段階から事業者との協議を行うことにより、新規認定を目指す事業者の取組等を支援してきた。
- 農産物の輸出額5兆円の目標達成に向けて、引き続き、食品安全を所管する立場から、食肉輸出の解禁協議や、輸出施設の迅速な認定などを通じ、積極的に貢献してまいりたい。

○ 次に、三宅外務大臣政務官から、以下のような発言があった。

- 農産物の輸出拡大のためには、各国・地域による輸入規制の早期撤廃が重要。これまで外相会談を含む様々な機会を捉え、日本産食品の安全性等について説明し、早期撤廃を働き掛けてきた。

- ・ その結果、本年2月に台湾当局が日本産食品に対する輸入規制措置を緩和したほか、今月は英国において輸入規制撤廃に向けた手続きが進展した。一日も早く、世界各国・地域において全面撤廃を実現するために、関係省庁とも連携しながら、引き続き働き掛けを行っていく。

○ 次に、萩生田経済産業大臣から、以下のような発言があった。

- ・ 原子力災害による風評の払拭に向けて、本年以降、台湾、英国と日本産食品の規制撤廃・緩和が進んだことは、その後押しになると考えている。特に、台湾については、私自身、長年この問題に携わり、経済産業大臣としても、様々な機会を通じて、働き掛けを行ってきた。
- ・ 福島再生、風評防止を担う大臣として、今後も更なる規制の撤廃や福島県産品の国際社会への発信に全力で取り組む。
- ・ また、経済産業省として、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、ジェトロを活用したEコマースによる販路拡大や現地の支援体制強化、NE X Iの農産品への包括的な貿易保険の引受け要件緩和による後押し等にも努めていく。

○ 次に、西銘内閣府特命担当大臣兼復興大臣から、以下のような発言があった。

- ・ 昨年9月の米国における輸入規制の撤廃、本年2月の台湾における輸入規制の緩和を受け、福島県等被災地において、輸出に向けた動きが活発化してきており、今が被災地産品の輸出を増大させるチャンスであると考えている。
- ・ 台湾においては、福島県を含む5県の産品について、台湾側が水際検査を全ロットで行うと伺っており、輸出向けの食品の検査をしっかりと行い安全性を担保することが必要。
- ・ 加えて、規制が解かれた国・地域への輸出拡大には、県産品のプロモーション等の取組も欠かせない。
- ・ こうしたことから、関係省庁で緊密に連携して、食品の安全性を担保するための国内での検査体制の充実や、販売・流通業者等へのプロモーション支援などについて対応していく必要がある。
- ・ また、今後、私自身も、あらゆる機会を捉えて、輸入規制を継続する国・地域への働き掛けを行ってまいりたいと考えている。関係大臣におかれても、積極的なご対応をお願いする。

○ 次に、若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣兼内閣府特命担当大臣から、以下のような発言があった。

- ・ 成長戦略の柱の一つである「デジタル田園都市国家構想」においては、デ

デジタルを積極的に活用することで、稼ぐ地域やしごとを創出し、地域経済の発展につなげていくことが重要。

- ・ これに向けて、デジタル田園都市国家構想推進交付金等の活用により、地域経済を支える農林水産業の成長産業化や農林水産物・食品の輸出拡大の分野においても、早期に、地方の方々が実感できる成果を上げ、地方から全国へと、ボトムアップの成長を目指していく。
- 次に、中山国土交通副大臣から、以下のような発言があった。
- ・ 農林水産物・食品の輸出拡大のためには、物流拠点の整備や国際的な物流ネットワークの構築が重要。
 - ・ 国土交通省においては、港湾・空港を活用した輸出をさらに促進するため、低温物流（コールドチェーン）を確保するための施設整備等への支援や、産地と連携した港湾の利活用方策を検討する体制の構築などを進めている。
 - ・ さらに、我が国の質の高い低温物流サービスの ASEAN 諸国での普及促進などについても進めている。
 - ・ 引き続き、関係省庁とも連携しながら、必要な取組をしっかりと進めていく。
- 次に、金子農林水産大臣より以下のような発言があった。
- ・ 農林水産物・食品輸出本部の下、政府一体となって、輸出先国の規制の緩和・撤廃に取り組んできた結果、本年2月に、福島県を含む5県の農水産物・食品について、台湾による輸入規制の緩和が実現した。
 - ・ 本日は、初めに、東日本大震災であんぽ柿の出荷ができなくなった後、冷凍あんぽ柿の商品開発、賞味期限の延長などを図ることで2020年より輸出を実現し、今後は、台湾への輸出に意欲を持っている福島の実業者のお話を伺った。
 - ・ 次に、現在、台湾向けの牛肉の輸出に積極的に取り組み、さらに、和牛の品質のPRや多様な部位の販売によるユーザー層の拡大などに取り組むことで、台湾への輸出の拡大を進めようとしている事業者のお話を伺った。
 - ・ 政府としては、本国会で輸出促進法等の改正を目指し、品目団体の認定制度の創設により、オールジャパンでの輸出を促進するとともに、輸出に向けた設備投資のための金融・税制面での支援を措置するなど、輸出に取り組む事業者への支援を強化していく。
 - ・ 2021年の輸出額は、初めて1兆円を超えたが、2025年2兆円、2030年5兆円の目標達成に向けては、輸出先国での支援体制や輸出産地・事業者の育成を強化するため、関係省庁と連携して、輸出拡大のための更なる取組の強化を図っていく。

- 最後に、松野内閣官房長官より以下のような発言があった。
- ・ 昨年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆2,385億円となり、初めて1兆円を突破しました。これまでの関係者の皆様の御努力の賜と思う。
 - ・ さらには、先月、台湾による輸入規制の大幅な緩和を実現した。台湾は日本にとって非常に有望な市場であり、今回規制緩和の対象になった東日本大震災の被災地の事業者の輸出を支援していく。
 - ・ 本国会に輸出促進法等の改正法案を提出した。法案の成立に向けて万全を期すとともに、成立した暁には、品目団体によるオールジャパンでの輸出の取組の推進、輸出に向けた設備投資を促進するための金融・税制による支援の強化などを図っていく。
 - ・ これらに加え、2023年度までに8つの国・地域において、輸出支援プラットフォームを立ち上げ、現地での新たな販売先の開拓などを支援するとともに、国内でも、輸出に取り組む産地や事業者に対するよりきめ細やかなサポート体制を整備する。
 - ・ 輸出拡大を更に進展させるため、引き続き、金子農林水産大臣を中心に、関係閣僚が一体となって取り組んでいただくようお願いする。

(以上)